

## お知らせ

令和5年6月

関係各位

東京税関業務部

### 業務部における業務処理体制及びレイアウトの変更について

令和5年7月より業務処理体制を変更するとともに、6月26日（月）より順次  
レイアウトも変更となりますので、以下のとおりお知らせします。

#### 1. 通関部門の担当事務の変更について

変更後			現行		
部門名	部門コード	担当事務	部門名	部門コード	担当事務
通関第1部門	31	輸入貨物 01~05類	通関第1部門	01	輸入貨物 01~21類 (自由化申告については、横持ち申告に限る。)
通関第2部門	32	輸入貨物 06~24類	通関第2部門	02	輸入貨物 22~40類 (自由化申告については、横持ち申告に限る。)
通關第3部門	33	輸入貨物 25~36類	通關第3部門	03	輸入貨物 41~71類 (自由化申告については、横持ち申告に限る。)
通關第4部門	34	輸入貨物 37~49類	通關第4部門	04	輸入貨物 72~97類 (自由化申告については、横持ち申告に限る。)
通關第5部門	35	輸入貨物 50~71類	通關第5部門	05	輸入貨物(個人通關貨物) 輸出貨物及び輸出入 380・381(自由化申告を含む。)
通關第6部門	36	輸入貨物 72~97類	通關第6部門	36	輸入貨物 01~21類 (自由化申告(横持ち申告は除く。)に限る。)
通關第7部門	37	輸入貨物(個人通關貨物) 輸出貨物及び輸出入 380・381	通關第7部門	37	輸入貨物 22~97類 (自由化申告(横持ち申告は除く。)に限る。)
通關第8部門	38	輸入貨物 98・99類(注)			

(注) 通關第8部門の担当事務には、98・99類で申告できる貨物と同一のマスターB/Lで混載されて本邦に到着する海上小口貨物(例えば、海上貨物のうち輸出者(荷送人)との運送契約において輸入者(荷受人)への配達まで(税關での手続き等の代行を含む)一貫輸送を行うサービスを提供している業者が取り扱っている小口急送貨物)を含みます。

上述の海上小口貨物を通關第8部門あてに申告する場合であって、代表税番の類に基づきシステムが「38」以外の部門コードを自動補完したときは、「あて先部門」欄を「38」に変更のうえで申告をお願いします。

※ 時間外の受付窓口、対応時間につきましては変更ありません。

※ 当該申告には申告貨物の搬入時間等が開庁時間外となる輸入予備申告及び搬入前輸出申告を含みます。

### 【補足】業務処理体制の変更前後における担当部門の取扱いについて

#### (1) 7月1日前後における輸出入申告のあて先部門について

① 6月30日までに申告されるもの

現行（変更前）のあて先部門としてください。

② 6月30日までに予備申告され、7月1日以降に本申告されるもの

7月1日以降の本申告は、変更後のあて先部門としてください。

③ 6月30日までに行われたBPにかかるIBP申告

7月1日以降のIBP申告は、変更後のあて先部門としてください。

④ 6月30日までに行われた引取申告にかかる特例申告

7月1日以降の特例申告は、変更後のあて先部門としてください。

#### (2) 審査中（保留）の申告について

6月30日の業務終了時点で審査中（保留）となっている申告について、7月1日以降は、変更後の担当部門が対応します。

#### (3) 事後審査中の申告について

6月30日の業務終了時点で事後審査中となっている申告について、7月1日以降は変更後のあて先部門が担当します。

#### (4) 修正申告及び更正請求について

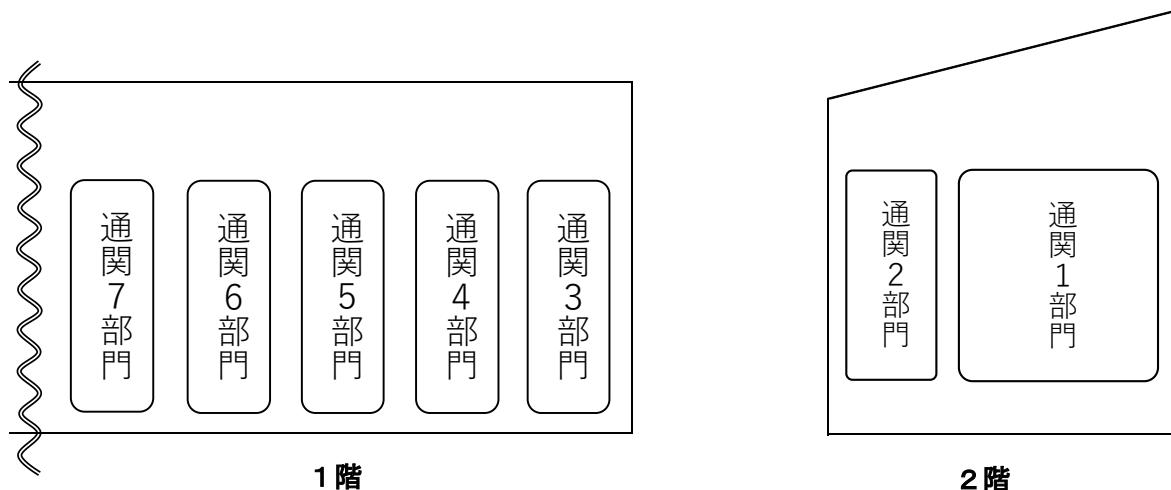
6月30日までに輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求について、7月1日以降は変更後のあて先部門に行ってください。

#### (5) 申告関係書類の提出先について

現行（変更前）のあて先部門で許可された申告関係書類（1Y、2G等）については、7月1日以降は、変更後の担当部門へご提出ください。

① 通関第1部門、通関第2部門の移設に伴うレイアウト変更（本館1階・2階）

～ ゆりかもめ側 ～

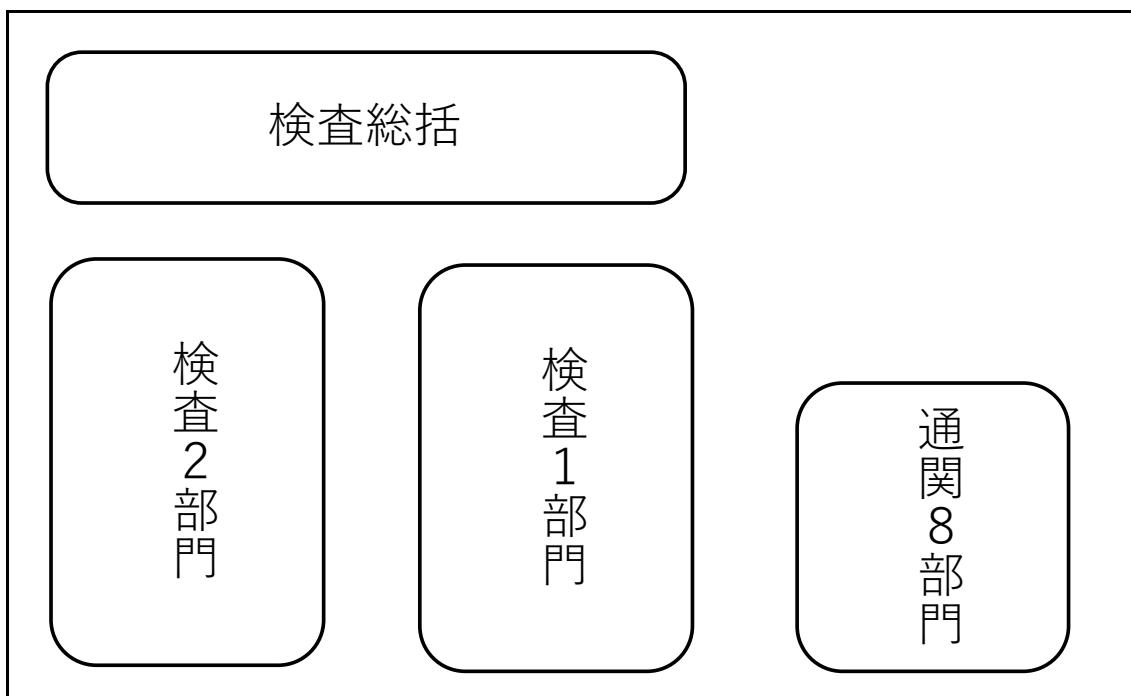


※2階通関事務室は、中央エレベーターをゆりかもめ側に出て右手方向（広報広聴室隣）

（注）通関第1部門及び通關第2部門は6月26日（月）から、その他の1階所在の通關部門・通總部門は7月3日（月）から、それぞれ新しいレイアウトで業務を行います。

② 新設する通關第8部門のレイアウト（7月3日（月）～）

＜青海コンテナ検査センター 正面玄関より左手、開被検査棟2階＞



③通関部門の電話番号一覧（03-3599-XXXX）

部門（本年7月以降の担当品目）	電話番号下4桁
通関第1部門（輸入貨物：第1類～第5類）	6349
通關第2部門（輸入貨物：第6類～第24類）	6348
通關第3部門（輸入貨物：第25類～第36類）	6347
通關第4部門（輸入貨物：第37類～第49類）	6346
通關第5部門（輸入貨物：第50類～第71類）	6345
通關第6部門（輸入貨物：第72類～第97類）	6242
通關第7部門（輸入貨物：自社・個人、輸出貨物等）	6612
通關第8部門（輸入貨物：第98・99類等）	5085

2. 航空総括部門の廃止について

本年7月1日付で業務部航空総括部門を廃止します。なお、これまで航空総括部門が担当していた事務は、原則として通關總括第1部門が担当します。

以上

問合せ先

○通關部門の担当事務等の変更に関するこ

業務部 通關總括第5部門

TEL 03-3599-6318

○航空総括部門の廃止に関するこ

業務部 通關總括第1部門

TEL 03-3599-6337